

【富士見地区】

■地区の特徴と課題

- 赤城山の山頂を含む当地区は、その約半分が山林に覆われ、南下するにしたがい農地や農村集落が増えていき、南部の一部区域には整然とした街並みの住宅地や商業地も見られます。
- 赤城大沼周辺は多くの観光客が訪れる主要観光地であると同時に山岳信仰の象徴的な場所でもあり、その登山道も含めた区域一帯は、歴史的風致が認められる範囲となっています。
- 国道353号をはじめ地区を横断する道路沿いは、緩やかな傾斜地に広く視界の開けた農地が数多くあるため眺望に優れ、その夜景は特に「前橋プラチナ夜景」と称されています。
- 山頂域へ至る主要県道は、赤城山を訪れる際のメイン観光ルートですが、近年、沿線で太陽光発電設備の設置が増加しており、自然環境や景観面への影響が課題となっています。

■景観形成の方向性

- 赤城大沼周辺の歴史的風致と景観
 - ・赤城大沼周辺にみられる歴史的風致の保全と、赤城山景観ガイドラインを生かした景観形成が求められます。
- 太陽光発電設備の適正設置
 - ・主要県道の沿線で増加している太陽光発電設備と自然環境・農村景観との調和を考える必要があります。



4 | 景観資源と景観特性

市民アンケート等で多くの意見が寄せられた「自然豊か」、「静かさ」、「落ち着き」といった本市の景観特性をより詳細に把握するため、地域における景観的な特徴を基に地域固有の風景や施設などを景観資源として捉え、それらを分析した結果、前橋らしさを象徴する4つの景観特性が浮かび上がりました。

(1) 景観特性1「水と緑」

①日本百名山「赤城山」が創り出す眺め

黒檜山、駒ヶ岳、地蔵岳などからなる赤城山は、古くは畏敬の対象として、現在では本市のシンボルとして多くの市民に親しまれ、本市を象徴する原風景の一つに数えられています。特に、東西に長く裾野を広げた雄大な姿は、市内の至るところから眺望できるため、それぞれの地域に固有の赤城山の眺めがあるとされ、本市で活動する人々の心象風景に多大な影響を及ぼし、赤城山は景観に関するアンケートでも幅広い世代から選好されています。

これらを大切に守り、未来を担うこどもたちに受け継いでいくためには、地域から見える赤城山、赤城山から見える地域、双方の眺めを保全するとともに、建築物や工作物、屋外広告物などの配置・形態・意匠・色彩などについては、遠景の赤城山との調和に十分配慮する必要があります。

《求められる取り組み》

【赤城山の眺め・赤城山からの眺めの保全】

【赤城山と調和する建築物等の配置掲出等】



群馬大橋付近から望む赤城山（景観資産）



地蔵岳から望む大沼（景観資産）

②水の恵みの源泉（河川軸+湖沼）

利根川や広瀬川、桃ノ木川をはじめとする大小無数の河川や、赤城山の大沼、小沼に代表される湖沼は、水に由来する本市の地域特性の源であり、大切な景観資源でもあります。

こうした水の恵みを継承するためには、周辺環境の保全に努めるとともに、生活区域に隣接する河川や水路については、水辺のほとりや橋からの眺めに配慮し、山並みや街並みと調和した水辺空間を創出する必要があります。

《求められる取り組み》

【山並みや街並みと調和した水辺空間の創出】



広瀬川河畔と比刀根橋（景観資産）

③豊かな食文化を育む田園風景（田園地区）

本市が誇る地域特性の一つである食文化。その象徴が、市内の至るところで見られる田園風景です。上川淵・下川淵地区の「美田」と称される田園、赤城山の扇状地に緩やかに傾斜して広がる農地、粕川町室沢の棚田など、地域ごとに特徴的な農の風景があり、隣接する集落の街並みと相まって美しい農村風景を構成しています。

こうした風景を守ることは、農業の持続性を高め、食にまつわる本市の地域特性を維持することにつながります。集落地における街並みの保全とともに、山並みとの調和や都市部からの眺望などに配慮した田園風景の保全が必要です。

《求められる取組み》

【集落地における街並みの保全】

【山並みとの調和、都市部からの眺望への配慮】



赤城山の寝姿観音と田園逆さ赤城（景観資産）



端気町から眺望する赤城山（景観資産）

④地域を彩る樹木群や大木

市中心部の風景を印象づけるケヤキ並木、市街地の街路を彩るイチョウやハナミズキ、旧街道に沿って立ち並ぶ松並木など、それぞれの地域にランドマークとなる樹木群や大木があります。

これらは、美しい風景を創り出す要素であるとともに、住む人の原風景となって残る大切な財産です。周辺環境との調和に配慮しながら、樹木群や大木のあり方を模索する必要があります。

《求められる取組み》

【周辺と調和した樹木のある風景のあり方】



前橋八幡宮のイチョウ（景観資産）

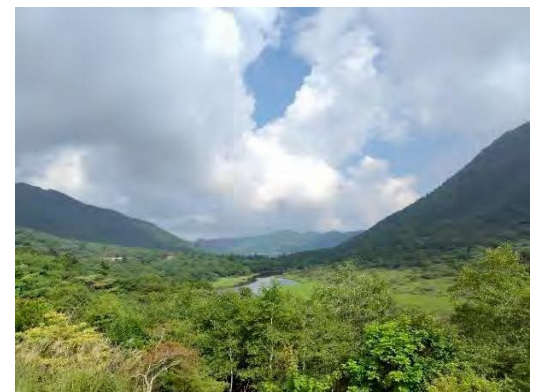
⑤スローシティを支える豊かな緑（森林地区）

平成29年に、本市の赤城地域がスローシティ国際連盟から認定され、本市の地域特性の一つに加わりました。これを象徴するのが、赤城山の広大な森林であり、緑に映える風景は、遠方からも本市の自然の豊かさを感じることができます。

引き続き、森林がもたらす緑の風景を壊さないよう、建築物等の配置掲出にあたっては、周辺環境との調和を十分に配慮する必要があります。

《求められる取組み》

【緑の風景との調和への配慮】



鳥居峠から覚満淵方面の眺望（景観資産）

(2) 景観特性2 「風格と質感」

①近代前橋を象徴する明治の面影

本市では古くから養蚕が盛んで、明治時代には製糸業が隆盛を極め、市内の至るところで製糸工場や繭糸を保管するレンガ倉庫が見られました。現在では数軒が残存するのみですが、県庁・市役所周辺にはレンガ調外壁の建物が散見され、往時の姿を思い起こさせてくれます。また、国指定重要文化財である臨江閣は、当時最盛期を誇った生糸商らの尽力によって建設されたもので、その威風堂々とした佇まいから、先人たちの気概や活力を感じ取ることができます。

景観に関するアンケートでは、臨江閣は若年層を含む幅広い年代から選好されています。

このように、今なお息づく明治の面影は、本市の景観を特徴づける大切な要素です。これらの歴史遺産を保全するとともに、歴史や物語を感じられる街並みの創出が求められます。

《求められる取組み》

【近代歴史遺産の保全】

【歴史性や物語性のある街並みの創出】



前橋市芸術文化れんが蔵（景観資産）



臨江閣（景観資産）

②水と緑と詩のまちの原風景

「水と緑と詩のまち」は、昭和58年に制定された市民憲章の一文で、現在では本市のキャッチフレーズとして広く定着しています。水・緑・詩の3つの要素は、具体的イメージを特定するものではありませんが、とりわけ中心市街地を流れる広瀬川に関しては、豊富な水量と川面に映る柳の緑、日本近代詩の父・萩原朔太郎が詠んだ「広瀬川」の詩のイメージが相まって水と緑と詩のまちを象徴する風景と称されています。

この素晴らしい風景を後世に引き継ぐため、地元住民を中心とする協議が重ねられ、平成29年には景観形成重点地区に指定されました。今後も引き続き、広瀬川河畔の環境保全とともに、より質の高い街並み景観を目指す必要があります。

《求められる取組み》

【広瀬川河畔の環境保全】

【質の高い街並み景観の創出】



広瀬川の流れ



再整備された広瀬川河畔の遊歩道

③誇り高さ県都の顔（都市拠点）

前橋駅から群馬県庁へと続くケヤキ並木は、本市の落ち着きのある景観を象徴する目抜き通りで、中心商店街と接する国道50号の一部区間は、旧計画では景観形成モデル地区に指定されました。また県庁・市役所周辺は、かつての前橋城内にあたり、県庁昭和庁舎や群馬会館などの高質な近代建築物と中近世の城郭土塁が隣り合い、現代的な高層建築物の間を縫うように流れるお堀跡の水路が、潤いと風格のある街並みを醸し出しています。

こうした風景は、城下町としての歴史と、130年にわたる県庁所在地としての歴史の積み重ねがあつてのものです。今後も、他都市に誇れる質感のある街並みを保全し、県都にふさわしい都市空間を持続する必要があります。

《求められる取組み》

【他都市に誇れる質感のある街並みの保全】

【県都にふさわしい都市空間の持続】



前橋駅前ケヤキ並木通り（景観資産）



群馬県庁昭和庁舎（景観資産）

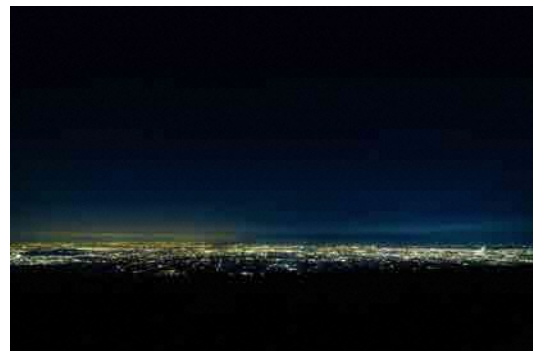
④前橋プラチナ夜景と夜間景観

夜間に赤城南面の傾斜地から見渡す市街地は、「前橋プラチナ夜景」と称される美しさで、テレビ番組などでたびたび紹介されています。

傾斜地からの眺望と市街地の夜間景観のあり方を研究し、新たな景観資源として定着するよう、一定のルールづくりが求められます。

《求められる取組み》

【新たな景観資源の定着に向けたルールづくり】



赤城南面から見た夜景

(3) 景観特性3 「地域性と歴史性」

①東国文化の足跡

群馬県はかつて、古墳時代から平安時代にかけて栄えた東国文化の中心地であったとされ、市内には数多くの古墳が残されています。とりわけ、世界記憶遺産・山上碑に記された「放光寺」跡と推定される総社地区の山王廃寺跡や、元総社地区の上野国府跡（推定）は、当時の政治情勢を推察する重要な手がかりであるとともに、本市のみならずわが国の歴史を物語る貴重な財産でもあります。

時代に応じて、各史跡の保存状態や形状はそれぞれ異なりますが、今後も日常の中で静かに息づき、将来にわたって存在し続けることが何より重要です。東国文化に関わる歴史遺産の保全と、それらが自然な形で同居する、落ち着いた市街地景観のあり方を持続する必要があります。

《求められる取組み》

【東国文化に関わる歴史遺産の保全】

【史跡と同居する落ち着いた市街地景観】



総社二子山古墳（国指定史跡）



山王廃寺跡の石製鳩尾（しび）

②暮らしを支えた養蚕の歴史

本市は明治時代に製糸業が隆盛を極め、全国初となる洋式器械製糸を導入した藩営前橋製糸所の技術が全国各地へ伝わり、わが国の近代化・工業国化の土台を築きました。こうした製糸業の躍進を支えたのが、江戸時代から盛んであった養蚕業です。昭和初期まで、市内の至るところに蚕の飼料となる桑畑が広がり、防風林である「檜ぐね」に囲まれた天窓付きの養蚕農家があちこちに立ち並んでいました。

昭和の大恐慌によって製糸業・養蚕業ともに衰退し、いまでは総社地区の一部集落を除いてまとまった養蚕農家集落はほとんどなくなり、各地に点在するのみとなりました。生糸のまちとしての歴史を後世に伝えるため、残存する養蚕農家や集落風景の保全について模索する必要があります。

《求められる取組み》

【養蚕住宅・集落風景の保全のあり方の模索】



小池邸（景観資産）



総社山王の養蚕住宅群と「かしくね」（景観資産）

③戦国の世を偲ぶ城址群

15～16世紀の戦国期、本市では激しい領地争いが展開され、赤城丘陵の末端の台地には、横に連続するように多くの城が築られました。

現存するいくつかの城跡は、地域を象徴する景観資源であるとともに、歴史を物語る生きた教材として、今後も適正な保全が必要です。

《求められる取組み》

【景観資源・生きた教材としての適正な保全】



大胡城跡（県指定史跡）

④各地に残る赤城山信仰の総本山

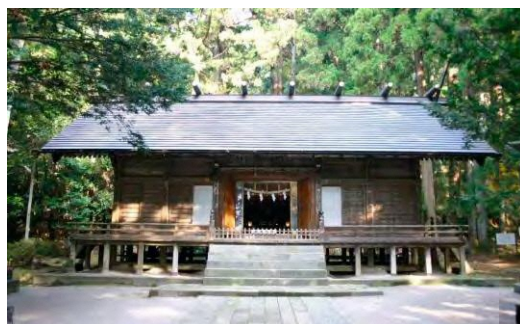
赤城山は太古から信仰の山として崇められ、五穀豊穡をはじめとする多くの祈りが捧げられてきました。その依り代が、関東を中心に全国に約300社あるといわれる「赤城神社」です。市内には数多くの赤城神社があり、中でも大洞赤城神社や三夜沢赤城神社、二宮赤城神社はその中心的な社といわれ、全国から多くの参拝者が訪れます。

こうした赤城山信仰を体現する神社やその周辺の風景は、将来にわたって保全すべき大切な景観資源です。今後も厳粛な雰囲気を保てるよう、周辺環境のあり方に配慮する必要があります。

《求められる取組み》

【赤城山信仰に関わる神社や周辺風景の保全】

【厳粛な雰囲気を保つ周辺環境のあり方】



三夜沢赤城神社



赤城山大鳥居（景観資産）

⑤落ち着いたある身近な住環境（既成市街地）

中低層の住宅が連続した市街地は、日常生活で最も目にする身近な風景です。

公園などの公共空間や河川や街路樹などの自然資源、鳥居や石碑などの歴史文化資源と家並みが調和し、遠景に広がる山並みや田園風景と相まった豊かな居住環境を目指す必要があります。

《求められる取組み》

【豊かな居住環境の創出】



既成市街地と緑豊かな前橋公園

(4) 景観特性4 「やさしさと心地よさ」

①地域生活の核となる拠点空間（都市拠点・暮らしの拠点）

市役所や旧町村の役場（支所）などの公共施設周辺、鉄道駅や高速道路ICなどの交通結節点の周辺は、その利便性の高さからさまざまな都市機能が集積し、多くの人々が暮らす拠点を形成しています。人口減少時代においては、こうした拠点的エリアに人口集積を進めることが都市政策の基本であるとされ、今後ますます、その求心性を高めることが求められます。

そのためには、機能的な利便性のみならず、心地よさや安らぎといった、住む人や訪れる人が感じる心理面への配慮が重要となります。ユニバーサルデザインの考え方を基本に、拠点的エリアにおける美観の維持・向上を図り、成熟社会にふさわしい街並み形成を模索する必要があります。

《求められる取組み》

【拠点的エリアの美観の維持・向上】

【成熟社会にふさわしい街並み形成】



大胡支所周辺の街並み



前橋南IC周辺の大型店舗

②計画的に整えられた住宅地（住宅団地）

住宅団地に見られる整然とした区画割と家並みは大変美しく、庭先や供用スペースを彩る植栽は、穏やかで平和な住環境を印象付けます。

今後、世代交代による建物の滅失や更新があっても、引き続き良好な風景を保てるよう、住民による自発的な保全活動の活性化が必要です。

《求められる取組み》

【自発的な保全活動の活性化】



住宅団地の整然とした家並み（ローズタウン）

③活力とにぎわいの源（商業・業務地）

商業施設や業務用ビルの集積地は、都市の活力やにぎわいを象徴する空間です。特に、古くから続く商業地や業務地では、高層ビルと低層の店舗が混在する中に、歴史的な近代建物や公共建築が点在し、裏通りにはかつての町割りの名残であるレトロな路地空間が見られるなど、多様性のある風景が形成されています。しかし、従来からの商業地は全国的に活力低下の傾向にあり、空き店舗や露天駐車場の増加による「スポンジ化現象」が進行し、大きな課題となりつつあります。

今後、商業地再生に向けた商業振興や都市整備との連携を図る中で、にぎわいが感じられるファサード[※]の形成、魅力的な歩行空間やオープンスペースのあり方などを模索する必要があります。

《求められる取組み》

【にぎわい感のあるファサードの形成】

【歩行空間・オープンスペースのあり方】

※ファサード：建物の正面



弁天通名店街アーケード（景観資産）



馬場川通り（夕焼けマルシェ）

④自然環境と産業の調和（工業地）

工業施設はその性質上、周辺環境への配慮が欠かせませんが、それは景観面においても同様で、周囲に圧迫感を与えず、背景となる赤城山や青空とのつながりを重視する必要があります。

周辺環境と調和し、親しみやすさのある工業地を目指す必要があります。

《求められる取組み》

【親しみやすい工業地のあり方】



周辺環境の整えられた工業施設（朝倉工業団地）

Ⅲ 景観形成の方針

1 | 景観形成の方針（景観法第8条第3項）

本計画では、「人が生きる風景を守り、育む」という目的を達成するため、その手段となる景観形成の方向性を定めます。

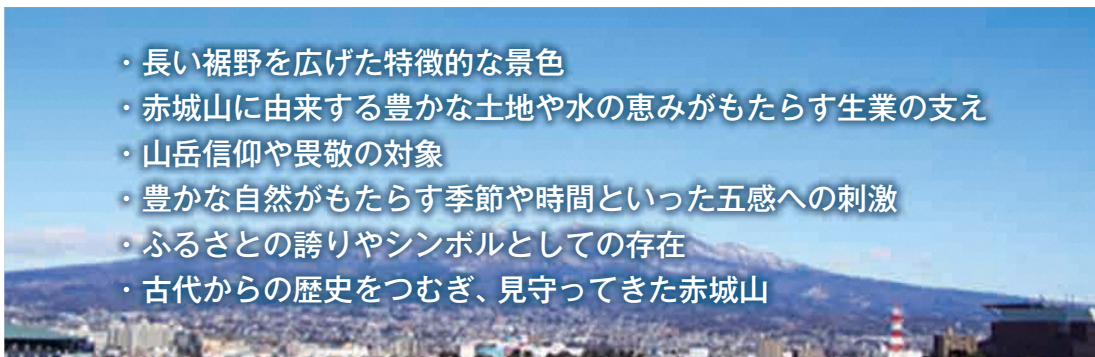
本市にはさまざまな景観特性や景観資源が存在しますが、将来にわたってそれらを守り、育むための大きな方向性を「計画のテーマ」とします。さらに、このテーマに基づき、本市固有の「前橋らしさを感じられる景観」をさらに磨き上げるための視点として、「4つの方針」を設定します。

（1）計画のテーマ

本市のこれまでの景観形成の歩みを継承し、一貫性が担保された計画とするとともに、多くの市民が誇らしきと感じる本市の景観特性を考慮し、前計画と同様に、

振り返りたくなる風景がある

を計画のテーマとします。



本市の日常の風景には、寄り添うようにいつも「赤城山」があります。

赤城山の存在は、本市での暮らしと切り離せない関係にあるうえ、計画策定にあたって実施した市民向けアンケートや聞き取り調査等においても、赤城山に関連する意見が多く寄せられ、全市的なテーマとして重視する必要があることが改めて明らかになりました。

また、本市の街並みは、赤城山と利根川によってつくられるダイナミックな地形の中にあって、古代からの多くの人たちの営みが折り重なり、散在し、出現する多様性が魅力です。

この魅力をベースとして、本計画では、遠方に広がる赤城山の雄大な風景と、眼前に展開される日常の風景が調和し、本市で暮らす人や訪れる人が思わず振り返りたくなる風景がある、そうした景観のあり方を目指すこととします。

(2) 4つの方針

計画のテーマを具現化するとともに、前項で網羅した「前橋らしさを感じられる景観特性」を磨いていくうえで大切にすべき視点として、4つの方針を掲げます。

①水と緑が織り成す前橋らしい景観まちづくり【水と緑】

本市を象徴する雄大な自然を生かした景観まちづくりを推進します。

市内から遠方を見渡すと、雄大な赤城山を背景に街並みが広がり、豊かな水量をたたえる幾筋もの河川が北から南へと流れ、裾野には広大な田園風景を望むことができます。これらは前橋を象徴する風景として、古くから市民に親しまれてきました。また、市街地においては、ケヤキやイチョウなどの街路樹が地域を彩り、山間部においては豊かな緑がスローシティの暮らしぶりを想起させてくれます。

こうした水と緑が織り成す雄大な自然を生かした、前橋らしい景観まちづくりを推進します。

②県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり【風格と質感】

県都にふさわしい形態・意匠・色彩により、貫禄と落ち着きのある街並みづくりを推進します。

上毛かるたで「県都まえばし生糸の市（いとのみち）」とうたわれるように、本市は製糸業を中心に発展し、今も残る養蚕農家や臨江閣などからは、近代前橋の面影と風格を感じることができます。昭和50年代以降は、「水と緑と詩のまち」をキャッチフレーズに、多くの文化人を輩出した情緒あふれる風土を活かして、県都としての質感を育んできました。

このような風格と質感をもった景観を維持するため、県都にふさわしい形態・意匠・色彩により、貫禄と落ち着きのある街並みづくりを推進します。

③地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり【地域性と歴史性】

市民や事業者と協働し、文化的・歴史的な景観資源を守り、活用する地域づくりを推進します。

かつて豪族たちが活躍した時代には、本市は上野国の政治の要として大いに栄え、古墳群や国府跡などの歴史遺産がその足跡を今に伝えています。また、古来より根付く赤城山信仰に由来するお社や、戦国の世を偲ぶ城址群、暮らしを支えた養蚕の歴史など、地域を特徴づける文化的・歴史的な資源が身近な環境に息づき、落ち着きのある市街地が形成されています。

今後も地域性と歴史性を大切にするため、市民・事業者・行政の協働により、これらの景観資源を守り、活用する地域づくりを推進します。

④人にやさしく心地よさのある生活環境づくり【やさしさと心地よさ】

地域のイメージにふさわしい生活空間を整え、楽しく歩ける環境づくりを推進します。

中核市として発展を続ける前橋市には、鉄道駅や公共施設、道路結節点の周辺など、生活の起点となる地域や、大型商業施設を含めたにぎわいのある商業地、計画的に配置された工場群や住宅団地など、多様な都市機能がまとまりをもって集積し、それぞれの機能が幹線道路や鉄道といった都市の軸によって結びついています。

どの場所であっても、誰もが安心して心地よく過ごせるよう、それぞれの地域イメージにふさわしい空間を整えるとともに、楽しく歩けるウォーカブルな環境づくりを推進します。

2 | 行動指針

良好な景観を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが景観形成の主体であることを認識するとともに、本計画の考え方や方針を広く共有し、それぞれが協働していくことが重要です。そこで、本計画の実現に向けて、各主体の行動指針を次のように定めます。

(1) 市民の役割

市民は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成への取り組みに関する理解を深めるとともに、自らが主体となり、他の主体とも協力しながら、良好な景観形成に取り組む役割を担います。

市民は、市が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進する役割を担います。

(2) 事業者の役割

事業者は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成への取り組みに関する理解を深めるとともに、土地の利用等による事業活動に際し、良好な景観形成に取り組む役割を担います。

事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進する役割を担います。

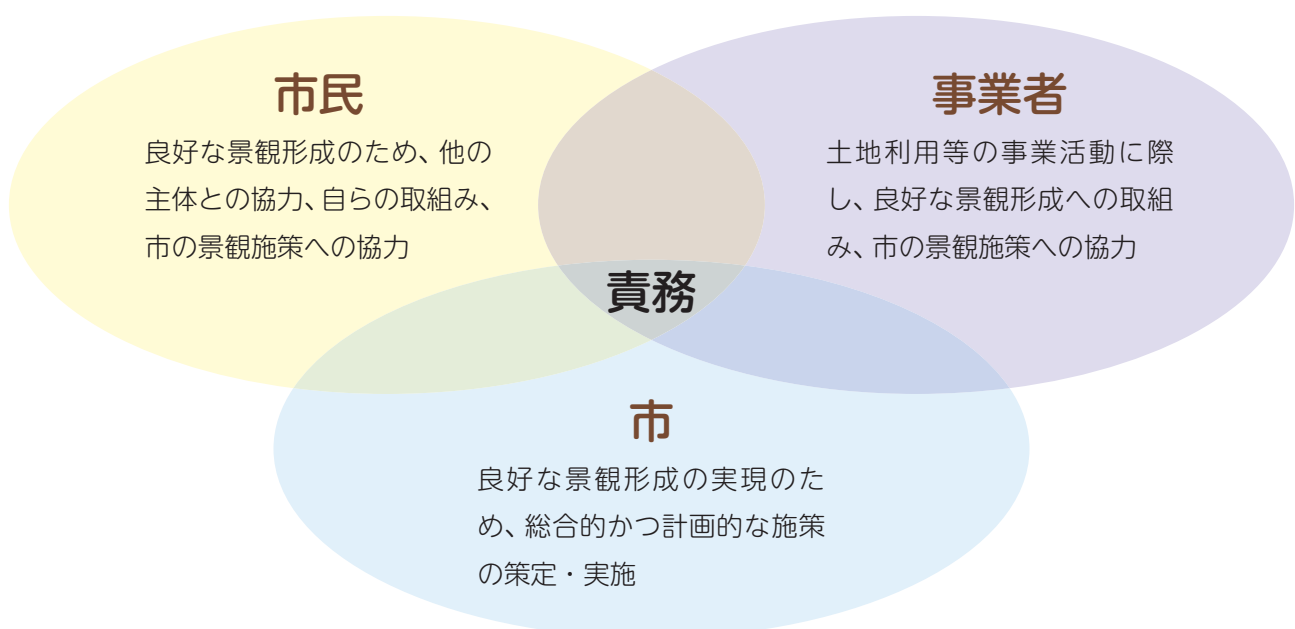
(3) 行政の役割

市は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成を実現するため、総合的かつ計画的な施策を策定するとともに、これを実施する役割を担います。

市は、施策の策定及び実施にあたって、未来を担う子どもや若者を含め、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めます。

市は、市が実施する各種事業において、良好な景観形成に関する先導的な役割を担います。

市は、市民及び事業者が主体的に良好な景観形成に取り組むことができるように、良好な景観形成に関する情報提供を積極的に行うなど、景観形成に関する意識啓発及び取り組みに対する支援に努めます。



Ⅳ 行為の制限に関する事項

■ 行為の制限に関する基本的な考え方

本市の景観形成は、前章に定める「景観形成の方向性」に基づき、計画のテーマ及び4つの方針の具現化を目指していくこととなります。そのためには、景観形成に影響を及ぼす建築行為等に一定の制限を設け、あるべき方向へと誘導していく必要があります。

1 届出を要する行為

景観形成上、特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の建築行為等については、その内容を市に届け出ること、景観に及ぼす影響が本計画に定める方向性と合致しているか否か、あらかじめ審査を受けることとなります。

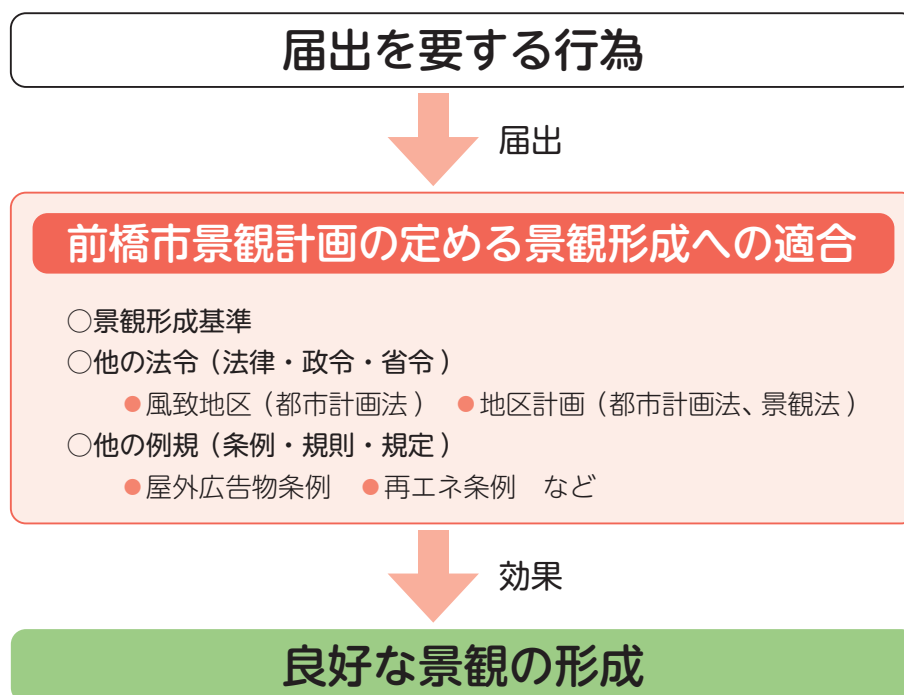
なお、このルールは公共施設（国の機関や地方公共団体が行う建築等の行為）についても同様で、事業の実施にあたっては、本計画に適合するよう配慮するものとします。

2 景観形成の基準

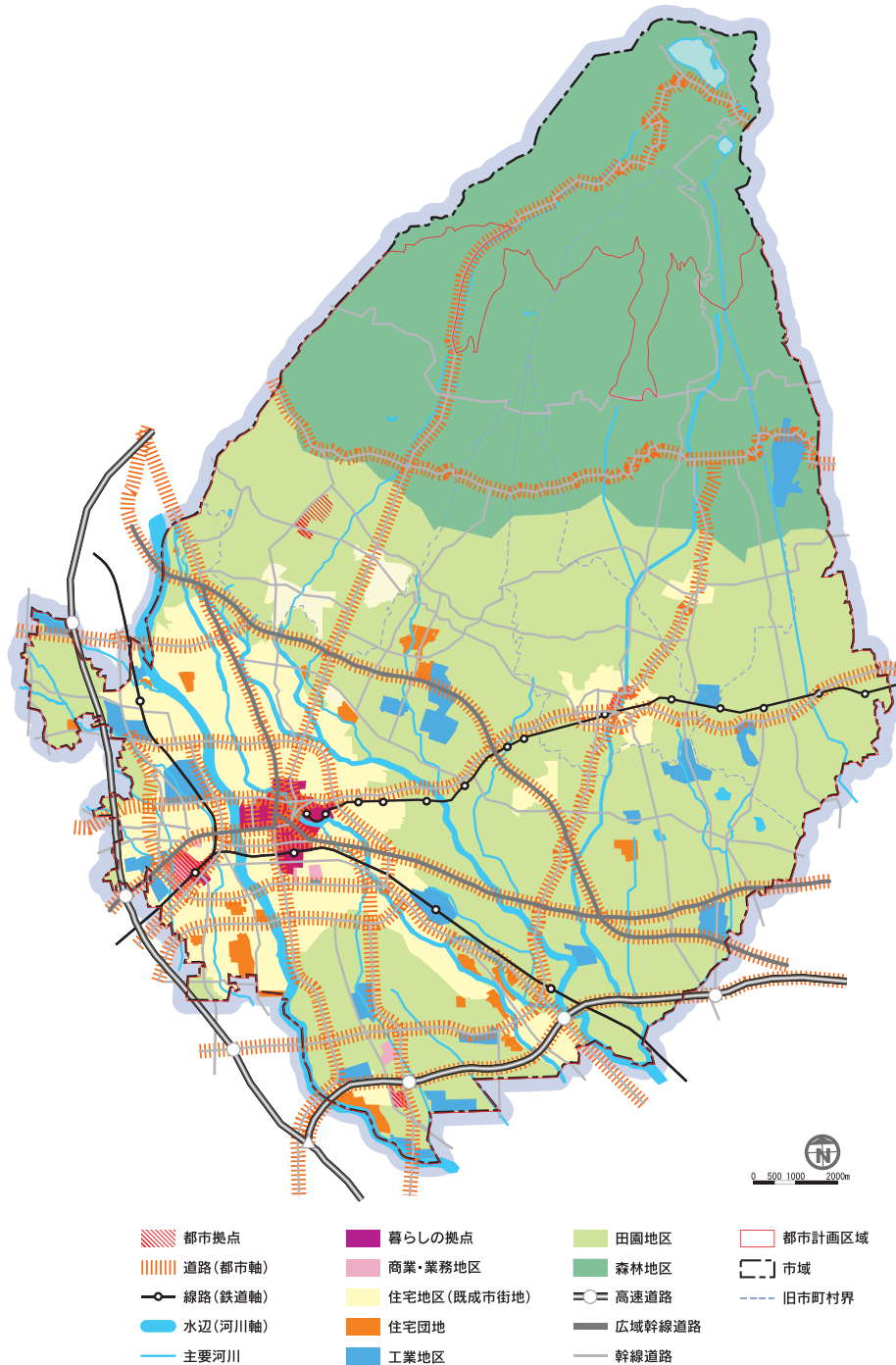
景観形成に影響を及ぼすと考えられる行為はすべて、本計画に定める方向性に適合するよう配慮するものとし、その目安となる景観形成基準を定めます。特に、上記の届出を要する行為については、景観形成の基準を遵守することが義務付けられます。

3 景観形成にかかる他法令（例規）の基準

このほか、都市計画法が規定する形態・意匠・色彩などの制限や、条例等で規定する本市独自の景観形成に関する規制など、他の法令（法律・政令・省令）や例規（条例・規則・規定）を遵守する必要があります。



景観類型図



【景観類型】

前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造図に準拠し、各構造区分を地域の景観特性を象徴する景観類型として定義します。

○都市拠点	○住宅地区（既成市街地）
○暮らしの拠点	○住宅団地
○道路（都市軸）	○工業地区
○線路（鉄道軸）	○田園地区
○水辺（河川軸）	○森林地区
○商業・業務地区	

※本計画における「都市拠点」は、主に前計画における中心市街地を指し、「暮らしの拠点」は、前計画における都市拠点の一部（都市マスの生活拠点）を指します。

1 | 届出を要する行為

(1) 届出対象行為 (景観法第 16 条第 1 項)

景観計画区域内において届出を要する行為は、下表に示す大規模行為です。届出を要する行為は、次項に示す「2 景観形成の基準」に適合している必要があります。

なお、景観形成重点地区における届出を要する行為は、別途、「VI 景観形成重点地区」に定めます。

表 届出を要する行為となる大規模行為

	行為	対象となる規模
建築物	新築、増築、改築、移転、 外観の変更又は色彩を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さが 13 m、又は延べ床面積が 1,000㎡を超えるもの
工作物	新設、増設、改造、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 10 m、又は築造面積が 1,000㎡を超えるもの。 (建築物と一体のとき) 高さが 5 m を超え、かつ建築物との高さの合計が 10 m を超えるもの
土地の区画形質の変更	都市計画法第 4 条第 12 項に規定される開発行為	土地の面積が 1,000㎡を超えるもの (ただし宅地分譲を除く)
法面、擁壁の設置	上記の開発行為に伴う法面・擁壁の設置	高さが 5 m かつ長さが 10 m を超えるもの

(2) 公共施設の取り扱い (景観法第 16 条第 5 項及び第 6 項)

国の機関または地方公共団体が行う行為 (公共施設) については、上記 (1) 届出対象行為と同様の範囲内において、景観形成の基準に適合するよう、必要な手続き及び措置を求めるものとします。

(3) 事前協議 (前橋市景観条例第 14 条)

届出にあたっては、行為の内容が景観形成の基準に適合しているどうか、あらかじめ市と協議を行うこととします。

なお、行為に係る事業計画の立案に際して、景観形成の基準に適合させるための事前相談として、前橋市景観アドバイザー制度 (後述・V-3-(4)) を利用することができます。

2 | 景観形成の基準

景観形成に影響を及ぼすと考えられる行為について、本計画が定める景観形成の方向性に適合するよう、各種の基準（景観形成基準）を定めます。

景観形成基準は、すべての行為に共通する基準【(1)類型共通基準】と、行為が行われる場所（景観類型）ごとの基準【(2)類型別基準】、行為の種類や内容ごとの基準【(3)要素別基準】に大別します。

まず、(1)類型共通基準は、本計画のテーマ「振り返りたくなる風景がある」をベースとする基準と、当該行為が都市軸（道路）、鉄道軸（線路）、河川軸・湖沼（水辺）にかかる場合の基準で構成します。

次に、(2)類型別基準は、本市の景観特性を磨き上げるための「4つの方針」をベースとする基準で構成しますが、景観類型に応じて景観特性が異なるため、下記表のとおり、基準の濃淡が◎→○→△→▲の順に異なります。また、景観類型によっては、景観形成に特別な言及がある関連計画等が存在する場合があるため、それを「特別配慮事項」として掲載することとします。

次に、(3)要素別基準は、当該行為における建築物や屋外広告物等の配置や掲出に関する基準と、それ以外の行為に関する基準で構成します。

以上の基準について、行為者は、当該行為の場所及び内容に応じて各基準に適合するよう配慮し、本計画が定める良好な景観の創出に努めなければなりません。

なお、景観形成重点地区における景観形成の基準は、別途、「Ⅵ 景観形成重点地区」に定めます。

	都市拠点	暮らしの拠点	商業業務地区	住宅地区	住宅団地	工業地区	田園地区	森林地区	
(1) 類型共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画のテーマ「振り返りたくなる風景がある」をベースとする基準 ■ 当該行為が道路・線路・水辺にかかる場合の基準 								
(2) 類型別基準	水と緑	▲	▲	△	▲	△	○	◎	◎
	風格と質感	◎	○	○	△	▲	—	▲	—
	地域性と歴史性	○	△	▲	◎	○	△	○	○
	やさしさと心地よさ	△	◎	◎	○	◎	◎	△	—
	特別配慮事項	前橋市 アーバン デザイン	前橋市 アーバン デザイン	—	敷島エリア グランド デザイン	—	—	—	赤城山景観 ガイド ライン
(3) 要素別基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準 ■ その他の行為毎の基準 								
(4) 色彩基準	■ 建築物の色彩に関する事項が定められている地区計画の区域で参照する基準								

基準の濃淡順 ◎→○→△→▲

(1) 類型共通基準

カテゴリ		基準	景観特性		
類型共通基準	テーマ基準	位置・配置	<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、赤城山等の眺望に配慮した配置掲出方法とする <input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、街並み全体として調和した家並みやスカイラインを形成するよう、隣接する建築物等との連続性などに配慮した配置掲出方法とする <input type="checkbox"/> 建築物等は、配置の工夫や長大な壁面の適度な分節化（色使い、素材の使い分け、雁行の採用など）などにより、街並みと背景となる赤城山等との調和を図る	— — —	
		建築物等屋外広告物	<input type="checkbox"/> 地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源や地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その景観資源が作り出す風景に配慮した配置掲出方法とする <input type="checkbox"/> 丘陵や河川敷、田園風景など眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その配置掲出方法を周辺の風景に調和させる	— —	
		自然・環境	<input type="checkbox"/> まとまった緑地やシンボルとなる樹木は、できる限り保全する	—	
		植栽帯の活用	<input type="checkbox"/> 駐車場は、車の出入口の集約化や接道部及び敷地内の植栽などにより街並みの連続性の確保や周辺の風景との調和を図る	—	
		道路（都市軸）基準	位置・配置	<input type="checkbox"/> 道路、交通設備、街路灯、歩道、公共サインなどの公共施設、沿道の建築物等や屋外広告物は、赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する <input type="checkbox"/> 沿道のまちなみとして連続性が感じられるよう統一感のある配置掲出方法とする	— —
			形態・デザイン	<input type="checkbox"/> 敷地内に設置又は建築物等に付随する屋外広告物は、建築物等の壁面や周囲と共通性のある色彩を採り入れるなど、建物全体及び周辺の色彩との調和やバランスに配慮し、調和感のある沿道の街並みを形成する <input type="checkbox"/> 道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、来訪者に分かりやすいものとするとともに、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める	— —
	建築物等屋外広告物		<input type="checkbox"/> 大規模な建築物は、適度な壁面後退と接道部の緑化により、ゆとりと広がりのある道路景観形成を心がける	—	
			<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（展望台、観光施設、公共施設）から広がる市街地の眺望や、赤城山の眺めに配慮した配置掲出方法とする	—	
			<input type="checkbox"/> 赤城南麓の建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	—	

類型共通基準	道路 (都市軸) 基準	自然・環境	<input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏（地表の形状の変化）になじませた屋根形状など、地形と一体感のある配置意匠とする	—
			<input type="checkbox"/> 沿道の樹木や草花などの緑化は、周辺の緑と調和を図りながら、適切な維持管理により道路空間の魅力向上に努める	—
			<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする	—
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める	—
	線路 (鉄道軸) 基準	位置・配置	<input type="checkbox"/> 沿線の建築物等や屋外広告物は、車窓からの眺めを意識し周辺の風景と調和した配置掲出方法とする	—
			<input type="checkbox"/> 駅舎などの鉄道施設はもとより沿線の道路や公共サインなどの公共施設も含め、地域性を大切にされた配置意匠とする	—
		自然・環境	<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、車窓から見える赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する	—
			<input type="checkbox"/> 沿線の建築物等や屋外広告物は、線路沿いや踏切から遠望される赤城山等や大規模な建造物・樹木などの眺望に配慮した配置掲出方法とする	—
	水辺（河川軸）基準	位置・配置	<input type="checkbox"/> 河川に面する建築物等や屋外広告物は、対岸や橋上などから見る赤城山等と豊かな河川景観からなる奥行きのある眺望に配慮した配置掲出方法とする	—
			<input type="checkbox"/> 橋梁及び連続する工作物の色彩は、水＝青系などの単純な連想や周囲から極端に突出する高彩度色を避け、川面や河川敷の色彩と美しく調和する色彩を用いるよう心がける	—
		形態・デザイン	<input type="checkbox"/> 河川沿いに立地する建築物等の色彩は、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、河川及び河川敷の色合いと調和するものとする。また、河川軸に沿っての連続性にも配慮する	—
			<input type="checkbox"/> 川堤の並木、寺社、鎮守の森などの眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、周辺の風景と調和した配置掲出方法とする	—
			<input type="checkbox"/> 橋梁や護岸施設、安全柵、遊歩道、公共サイン等の公共施設は、豊かな河川景観の一部として統一感のある配置掲出方法とする	—
<input type="checkbox"/> 建築物等は、河川などの水辺空間に隣接する場合、建物の間から水辺を眺められる工夫や自由に歩行者が水辺に近づける歩行路の開放等、水辺への意識が高まる敷地利用を心がける	—			

(2) 類型別基準

① 都市拠点

カテゴリ		基準	景観特性	
類型別基準	都市拠点	位置・配置	<input type="checkbox"/> 建築物等が眺望の対象となる資源に隣接する場合は、周辺の風景に調和するよう配慮する	地域性と歴史性
		形態・デザイン	<input type="checkbox"/> 官公庁街の建築物等は、既存の官公庁施設と呼応形態・色彩・意匠の採用などにより、品格のある景観を保全する	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、駅前広場や道路の施設配置と整合した形態とするとともに、隣接する建物等の配置、形態、色彩、意匠と相互に協調させることにより、地域の拠点に相応しい街並みづくりに配慮する	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 建築物等の低層部は、ガラス面の使用など開放的なデザインを心がける	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 建築物等の低層部は、接道部の緑化や開放的なデザイン、適度な壁面後退による植栽スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりのある空間を創出し、拠点として公共性の高い景観形成を心がける	やさしさと心地よさ
		建築物等屋外広告物	<input type="checkbox"/> 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠とする	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（県庁、市役所、前橋駅、新前橋駅、利根川に架かる橋）からの赤城山等の眺望に配慮した配置、掲出方法とする	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、周辺の屋外広告物と調和した配置掲出方法とするなど、拠点として品格のある景観形成に配慮する	風格と質感
		自然・環境	<input type="checkbox"/> 建築物等の低層部の接道部は、地被類（背丈が低い植物）等で緑化を心がける	水と緑
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付けるケヤキ通りやシンボルツリーなどの樹木がある場合は、それらの四季折々の色彩の変化に配慮し、樹木の佇まいを風景の一部に取り込んだ配置意匠とする	風格と質感
			植栽帯の活用	<input type="checkbox"/> 住宅地区や田園地区との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、互いを引き立たせる風景を創り出すよう心がける
		<input type="checkbox"/> 前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける		水と緑
		特別配慮	<input type="checkbox"/> 前橋市アーバンデザインの区域内にある場合は、アーバンデザインガイドラインに配慮する（アーバンデザインの将来像を実現させるために必要なデザインや意匠の配慮すべき視点を取り入れる）	水と緑
		その他	<input type="checkbox"/> 建築物等が地区景観を特徴付ける河川に面する場合は、川面への空間的なつながりや川側からの見え方に配慮した配置意匠とすることにより、建築物等と河川が一体をなす景観形成を心がける	地域性と歴史性

②暮らしの拠点

カテゴリ		基準	景観特性	
類型別基準	暮らしの拠点	位置・配置	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物においては、街並みの連続性に配慮しつつ、街のにぎわいづくりに寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーの配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	<input type="checkbox"/> 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置などにより、魅力ある街角を演出するよう努める	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 生垣や、塀の色彩・素材・意匠をそろえることにより、連続性を持たせる等沿道環境の調和を図る	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、地形の起伏になじませた屋根形状により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、地区景観を特徴付ける利根川、広瀬川、馬場川、風呂川などの河川に面する場合は、川面への空間的なつながりや川側からの見え方に配慮した配置意匠とすることにより、建築物等と河川が一体をなす都市景観形成を心がける	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付けるケヤキ通りやシンボルツリーなどの樹木がある場合は、それらの四季折々の色彩変化に配慮し、樹木の佇まいを風景の一部に取り込んだ配置意匠とする	水と緑
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、まちなみ全体として落ち着きのある景観を形成するよう、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩をさけるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、周囲の建物等と共通性のある色彩を部分的にアクセントカラーとして用いるなど、色彩に協調性を出すよう心がける。特にテナントビルでは、建物全体が調和した質の高いものとなるよう色彩に配慮する	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 複合市街地等の商店街や商業地の建築物等で、道路と一体的な商業空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部ににぎわいの創出などに努める	風格と質感
		建築物等屋外広告物	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物等においては、壁面の後退により居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
<input type="checkbox"/> 利根川、広瀬川、馬場川、風呂川などの河川資源や文化資源、樹木資源に隣接する建築物は、これらを取り込んだ配置意匠とし、地区の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める	地域性と歴史性			

類型別基準	暮らしの拠点	建築物等 屋外広告物	<p>建築物等は、周辺に地区景観を特徴付ける明治から昭和初期に建てられた近代建築物等（昭和庁舎、群馬会館、前橋カトリック教会、レンガ倉庫など）がある場合は、それらの外観に配慮した配置意匠とすることにより、統一感のある景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	風格と質感
			<p>屋外広告物は、街並みから突出しすぎない色彩を用いるなど、建物全体及び街並みとの調和やバランスに配慮し、自然と目に入るデザインを心がける</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
		自然・環境	<p>敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
			<p>建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	地域性と歴史性
			<p>敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	水と緑
			<p>複合市街地の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化により、低層部のにぎわいの創出などに努める</p> <input type="checkbox"/>	風格と質感
		植栽帯の活用	<p>住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し、境界部に植栽を設置するなどやわらかな緩衝となるしつらえを工夫する</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
			<p>建築物等は、接道部の緑化や低層部の形態・色彩・意匠の工夫などにより、にぎわいの連続性に配慮する</p> <input type="checkbox"/>	水と緑
		特別配慮	<p>前橋市アーバンデザインの区域内にある場合は、アーバンデザインガイドラインに配慮する（アーバンデザインの将来像を実現させるために必要なデザインや意匠の配慮すべき視点を取り入れる）</p> <input type="checkbox"/>	水と緑

③商業・業務地区

カテゴリ		基準	景観特性	
類型別基準	商業・業務地区	位置・配置 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物においては、街並みの連続性に配慮しつつ、街のにぎわいづくりに寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーの配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める	やさしさと心地よさ	
		形態・デザイン <input type="checkbox"/>	人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める	風格と質感
			建築物等は、周囲の建物等と共通性のある色彩を部分的にアクセントカラーとして用いるなど、色彩に協調性を出すよう心がける。特にテナントビルでは、建物全体が調和した質の高いものとなるよう色彩に配慮する	風格と質感
			建築物等は、それぞれの地域の持つ地形や周辺環境に配慮し、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする	地域性と歴史性
		建築物等 屋外広告物 <input type="checkbox"/>	住宅地区や田園地区に接する建築物等は、各地区の持つ特性を配慮し、急激な景観的变化を避けた地区境界であることを意識した配置意匠とするよう努める	地域性と歴史性
			建築物等は、低層部の配置意匠の工夫などにより、街並みの連続性に配慮する	やさしさと心地よさ
		自然・環境 <input type="checkbox"/>	屋外広告物は、街並みから突出しすぎない色彩を用いるなど、建物全体及び街並みとの調和やバランスに配慮し、自然と目に入るデザインを心がける	やさしさと心地よさ
			建築物等の接道部の緑化に努める	水と緑
		植栽帯の活用 <input type="checkbox"/>	人通りの多い道路の交差点などは、植栽の設置により、魅力ある街角を演出するよう努める	やさしさと心地よさ
			建築物等は、接道部の緑化や低層部の形態・色彩・意匠の工夫などにより、にぎわいの連続性に配慮する	水と緑
その他 <input type="checkbox"/>	建物全体が調和した質の高いものとなるよう、色彩に配慮する	風格と質感		

④住宅地区

カテゴリ		基準	景観特性	
類型別基準	住宅地区	位置・配置	<p>敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の設置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	水と緑
		形態・デザイン	<p>大規模な建築物等においては、街並みの連続性に配慮しつつ、落ち着いた居住景観に寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、植栽の配置など、公共空間の配置による居住環境の向上に努める</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	<p>人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置などにより、魅力ある街角を演出する</p> <input type="checkbox"/>	風格と質感
		形態・デザイン	<p>塀の色彩・素材・意匠をそろえたり、生垣によって連続性を持たせる等、沿道環境の調和を図る</p> <input type="checkbox"/>	風格と質感
		形態・デザイン	<p>地形の起伏になじませた屋根形状により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	地域性と歴史性
		形態・デザイン	<p>建築物等は、街並み全体として落ち着きのある景観を形成するように、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩をさけるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	<p>複合市街地等の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化のほか、道路と一体的な買い物空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部ににぎわいの創出などに努める</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
		建築物等屋外広告物	<p>大規模な建築物等においては、壁面の後退により居住環境の向上に努める</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
		建築物等屋外広告物	<p>地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森など樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める</p> <input type="checkbox"/>	地域性と歴史性
		建築物等屋外広告物	<p>赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける</p> <input type="checkbox"/>	地域性と歴史性
		自然・環境	<p>敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
		自然・環境	<p>建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	地域性と歴史性
		自然・環境	<p>敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	水と緑
		植栽帯の活用	<p>住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し、境界部に植栽を設置するなど、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する</p> <input type="checkbox"/>	やさしさと心地よさ
		植栽帯の活用	<p>前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける</p> <input type="checkbox"/>	水と緑
特別配慮	<p>敷島公園の周辺では、敷島エリアランドデザイン（デザインコードなど）に配慮する</p> <input type="checkbox"/>	水と緑		

⑤住宅団地

カテゴリ		基準	景観特性	
類型別基準	住宅団地	位置・配置	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物においては、街並みの連続性に配慮しつつ、落ち着いた居住景観に寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、植栽の配置など公共的空間の設置による居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	<input type="checkbox"/> 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置などにより、魅力ある街角を演出する	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 塀の色彩・素材・意匠をそろえたり、生垣によって連続性を持たせる等、沿道環境の調和を図る	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 地形の起伏になじませた屋根形状により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、街並み全体として落ち着きのある景観を形成するよう、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩をさけるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、屋根や壁面の色彩の調整や、屋根形状の統一、生垣など植栽帯の統一などから生み出される、街並み全体として地域性が感じられる景観形成に努める	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 建築物等の敷地周辺部に塀などを設ける場合は、開放感があり周辺の家並みと調和したしつらえに配慮する	地域性と歴史性
		建築物等屋外広告物	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物等においては、壁面の後退により居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森など樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	地域性と歴史性
		自然・環境	<input type="checkbox"/> 敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
	<input type="checkbox"/> 敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける	水と緑		

類型別基準	住宅団地	植栽帯の活用	<input type="checkbox"/> 住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し、境界部に植栽を設置するなど、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける	水と緑
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、生垣など植栽帯の統一などから生み出される街並み全体として、地域性が感じられる景観形成に努める	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 住宅団地の地区境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、団地としてのまとまりのある景観を形成するよう心がける	水と緑
			<input type="checkbox"/> 複合市街地等の商店街や商業地建築物等の敷地周囲部に塀などを設ける場合は、開放感があり周辺の家並みと調和したしつらえに配慮する	やさしさと心地よさ

⑥工業地区

カテゴリ		基準	景観特性
類型別基準	工業地区	建築物等 屋外広告物 <input type="checkbox"/> 田園地区に隣接する工業地区の建築物等は、地形の起伏を考慮した配置意匠や植栽の配置など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
		自然・環境 <input type="checkbox"/> 敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける	水と緑
	植栽帯の活用	<input type="checkbox"/> 前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける	水と緑
		<input type="checkbox"/> 田園地区に隣接する工業地区の建築物等は、植栽帯の配置で周辺の自然と調和した景観形成を心がける	水と緑
		<input type="checkbox"/> 敷地内は緑化に努め、特に前面道路への植栽帯の配置に努めるとともに、大規模な生産施設や倉庫等は、建物の配置意匠や植栽の配置などを考慮し、できるだけ周辺景観への圧迫感や威圧感を軽減するよう配慮する	やさしさと心地よさ
		<input type="checkbox"/> 工業地区の境界部分に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、周辺地区に与える影響をできるだけ軽減するよう配慮する	やさしさと心地よさ
		<input type="checkbox"/> 敷地周囲部は、植栽を配置するとともに、塀などを設ける場合は可視性の高いフェンスを使用するなど、開放感の高い敷地利用を心がける	やさしさと心地よさ
		<input type="checkbox"/> 敷地内は、四季を通じて親しめる植栽により、親しみやすい空間を演出する	やさしさと心地よさ

⑦田園地区

カテゴリ		基準	景観特性	
類型別基準	田園地区	位置・配置	<input type="checkbox"/> 美しい広がりのある農地景観を保全するため、建築物等や屋外広告物は、既存集落内に集約するよう努める	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、田園の水平ラインと背景の赤城山等の裾野に沿ったラインの対比が際立つよう、平坦な広がりをもつ美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法に努める	水と緑
			<input type="checkbox"/> 赤城山南麓に位置する建築物等や屋外広告物は、棚田や段々畑などの里山風景と背景にある赤城山等の眺めが創り出す美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法とする	水と緑
			<input type="checkbox"/> 農村集落と農地や山林との境界を意識し、それぞれを引き立たせる景観を形成するよう努める	水と緑
		形態・デザイン	<input type="checkbox"/> 建築物等の屋根は、低明度かつ低彩度色を用い、周辺の田園や背景の山並みと調和したものとする	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 建築物などの壁面は、自然景観の季節変化を考慮し、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とする	水と緑
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、地形の特徴、背景となる赤城山等の容態などに配慮した屋根形状など、美しい田園景観に寄与する配置意匠とする	水と緑
		建築物等屋外広告物	<input type="checkbox"/> 塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、色彩・素材・意匠をそろえたりして、沿道環境の調和を図る。また、生垣や敷地内緑化を積極的に行う	風格と質感
			<input type="checkbox"/> 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 建築物等は、地域ごとに特徴のある農村家屋や、集落内の神社、屋敷林、路地、石垣などが一体となって創り出している美しい農村集落景観と調和した配置意匠とする	地域性と歴史性
			<input type="checkbox"/> 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観の醸成に努める	地域性と歴史性
		自然・環境	<input type="checkbox"/> 生垣や敷地内緑化を積極的に行う	やさしさと心地よさ
			<input type="checkbox"/> 平野部の田園地帯等の建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏を考慮した屋根形状など、地形との一体感の感じられる配置意匠とする	地域性と歴史性
		植栽帯の活用	<input type="checkbox"/> 農村集落と田園との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、互いに景観を引き立たせるよう努める	水と緑

⑧森林地区

カテゴリ		基準	景観特性	
類型別基準	森林地区	位置・配置	<input type="checkbox"/> 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける <input type="checkbox"/> 建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める	地域性と歴史性 水と緑
		形態・デザイン	<input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする <input type="checkbox"/> 道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める	水と緑 地域性と歴史性
		建築物等屋外広告物	<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする	やさしさと心地よさ
		特別配慮	<input type="checkbox"/> 県立赤城公園エリアでは、赤城山景観ガイドライン（デザインコードなど）に配慮する	水と緑

(3)要素別基準

カテゴリ		基準	
要素別基準	建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準	1 外観	<p>同一敷地内の建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、植栽、その他必要な施設などは、全体として一体感のある外観となるよう、配置掲出方法に配慮する</p> <p>屋外階段、配管、柵、室外機など、建築物等に付帯する設備等は、建築物等本体との調和を図り、次の例示を参考に必要な修景を行う</p> <p>ア 形態や使用する材料は、建築物等の本体と共通性を持たせる</p> <p>イ 色彩の調和を図る</p> <p>ウ ア・イが実施できない場合や実施しても目立つ場合は、ルーバー[*]や植栽などで覆う（※ルーバー：羽板と呼ばれる細長い板を、枠組みに隙間をあけて縦若しくは横方向に平行に組み、羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができる装置）</p> <p>建築物等の外観の色彩は、赤城山等の眺めを美しく引き立て、建築物等において一般的に多く使われている色彩を用いるなど、周辺の街並みと調和したものとする。特に、周辺から突出する高彩度色や極端な高明度及び低明度色の使用は避ける</p> <p>建築物等の単体としての色彩調和にとどまらず、周辺の建築物等との色彩調和に十分配慮する</p>
		2 屋上部・頂部	<p>建築物等の屋根は、背景となる山並みや周辺の家並みと調和したものとするため、建築物等の高さやスカイラインなどの急激な変化を避けるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う</p> <p>ア 屋根等の高さのバランスや形状を工夫し、隣接する建物との連続性及び単体としてのゆるやかなスカイラインを形成する</p> <p>イ 勾配屋根など、屋根形状の整ったまちなみでは、それらとの調和を図る。また地域によって、屋根形状に特徴がある場合は、それらに配慮した形状とするよう努める</p> <p>屋上設備は、建築物等と一体的に背景となる山並みや周辺の街並み景観と調和したものとなるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う</p> <p>ア 壁面の立ち上げや屋根、ルーバーなどの覆いを設ける</p> <p>イ 外部から目立ちにくい配置にするなど、可能な限り露出を避ける</p> <p>建築物等の頂部等周囲から突出する部分や屋上部に設置される屋外広告物は、背景となる山並みや周辺の街並みに調和する配置掲出方法となるよう配慮する</p>
		3 壁面	<p>周囲への圧迫感や威圧感を与える大規模な壁面は、その軽減を図るため、次の例示を参考に必要な修景を行う</p> <p>ア 壁面形状に凹凸や雁行等をつける</p> <p>イ 単調になりすぎないように、色面の変化、柱の配置、飾り目地などの分節的デザインを施す</p> <p>高層建築物の低層部の壁面は、通りの連続性やオープンスペースの確保等に配慮した配置・形態・意匠となるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う</p> <p>ア 周囲の建物と共通性のある意匠を施す</p> <p>イ 開放性の感じられる意匠とする</p> <p>ウ 街並みの連続性に配慮しつつ、適度な壁面後退により植栽スペースを設置するなどし、オープンスペースの確保に努める</p>

要素別基準	建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準	4 外構	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観の一部となる外構は、周辺環境へのゆとり空間の創出と緑化に努める <input type="checkbox"/> 建築物等の接道部分の外構は、隣接する周辺の外構と色彩・意匠をそろえたり、生垣などの植栽によって連続性を持たせるなど、周辺との調和に配慮する <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等は、シンボルとなる高木を配置するなど、風景にアクセントをつけ、印象的な景観を形成するよう心がける	
		5 照明	<input type="checkbox"/> 建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、外構などの照明は、周辺環境への影響に配慮しつつ、設置する景観類型地区にふさわしい効果的な夜間景観の演出を図るよう努める	
		6 建築物等に付随する施設等の配置意匠	<input type="checkbox"/> 建築物等に付随する駐車場、駐輪場、ごみ集積所その他の施設等は、周囲から目立たない配置意匠とするよう努める。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態・意匠の素材によって囲むか、周囲の緑化などによる修景に努める	
		その他の行為毎の基準	1 土地の区画形質の変更	<input type="checkbox"/> 造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める <input type="checkbox"/> 法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更に伴い擁壁を設置する場合は、「2 擁壁」の基準を準用する
			2 擁壁	<input type="checkbox"/> 緑豊かな斜面地景観を大切に、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める <input type="checkbox"/> 擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたいうで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う <input type="checkbox"/> 周辺から望見される擁壁は、自然石の使用や自然石調などの仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める
			3 屋外における物品等の集積又は貯蔵	<input type="checkbox"/> 傾斜地における棚田や段々畑など、周辺に石垣や石積みの用いられている地域などにおいては、擁壁や法面に、積極的に地域の石積みの工法を取り入れ、地域性を継承するよう努める <input type="checkbox"/> 物品や廃棄物等の集積又は貯蔵は、極力屋外を避け、やむを得ず屋外に集積等を行う場合は、周辺の景観を乱さないよう高さ・配置に配慮し、積み上げ方を整然とする <input type="checkbox"/> 周辺から目立たないよう生垣等により遮蔽に努める
4 木竹の伐採又は植栽	<input type="checkbox"/> 道路に面する部分の伐採を避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める <input type="checkbox"/> 木竹の植栽にあたっては、特に道路に面する部分の緑化を重視し、周辺の植栽や周辺でよく用いられている植樹の活用等、地域性を考慮し、景観類型地区ごとにふさわしいゆとり空間の創出に配慮する			

〈用語解説〉

建築物等：建築物・工作物

配置掲出方法：配置・形態・色彩・意匠の掲出方法

しつらえ：その場所の雰囲気合うように見た目や空間を整えること

履行：建物や壁面を一直線にそろえず、前後にずらして配置することで、景観に変化や奥行きを持たせる手法

3 | 景観形成に係る他法令（例規）の基準

(1) 風致地区・地区計画

① 風致地区（都市計画法第58条）

風致とは本来、自然の景色などの趣きや味わいを意味するもので、風致地区は、都市における樹林地・水辺などの自然的要素に富んだ良好な地域を都市計画に基づいて指定し、風致の維持・保全を図ることを目的とする制度です。

本市では現在3地区が指定されており、「前橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、地区内における建築行為等を許可制としていますが、建物の形態・意匠に関する事項については、本計画における景観形成基準に適合するよう、適切な措置を講じることとします。

【風致地区】

・ 厩城 (93.1ha) ・ 敷島 (181.05ha) ・ 橘山 (47.10ha)

② 地区計画（都市計画法第58条の2、景観法第76条）

地区計画とは、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための都市計画の一つで、本市でも数多くの地区計画が定められています。

中でも、建物の形態・意匠に関する事項や、外構（垣や柵）に関する事項、屋外広告物の設置に関する事項の規定がある区域では、本計画における景観形成基準に適合するよう、適切な措置を講じることとします。特に、建築物の色彩に関する事項が定められた区域では、景観形成基準における「色彩基準」(後述・資料編一4)を参照することとします。

【地区計画】

※色は、建築物の色彩に関する事項が定められた区域

・ 荒砥工業団地 (52.2ha)	・ 上細井住宅団地 (6.6ha)
・ 下大島東地区 (23.2ha)	・ 前橋駅南口地区 (2.0ha 色)
・ 新前橋駅南地区 (10.1ha 色)	・ 下細井住宅団地 (17.9ha)
・ 西善住宅団地 (3.6ha)	・ 川曲地区 (3.8ha)
・ 大屋敷地区 (7.0ha)	・ 富田地区 (70.1ha 色)
・ 中内地区 (3.3ha)	・ 下川地区 (41.7ha)
・ 五代南部地区 (4.3ha 色)	・ 亀里地区 (2.4ha)
・ 東大室地区 (3.7ha)	・ 前橋南部地区 (55.5ha)
・ 多田山産業団地 (14.1ha 色)	・ 千代田町三丁目地区 (0.6ha 色)
・ 昭和町三丁目地区 (17.4ha)	・ 前橋問屋団地 (13.8ha 色)
・ 新前橋駅前第二・第三地区 (9.0ha 色)	・ JR 前橋駅周辺地区 (8.0ha 色)
・ 西善・中内地区 (17.3ha)	・ 駒寄スマートIC周辺地区 (20.9ha)
・ 北代田町東地区 (3.3ha)	・ 千代田町中心拠点地区 (2.7ha)
・ 粕川町込皆戸地区 (3.6ha)	・ 力丸工業団地西地区 (7.8ha)

(2) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項（屋外広告物法、景観法第8条第2項）

屋外広告物は、各種の情報や案内、注意喚起の表示など、さまざまな目的に応じて多くの場所で設置されており、日常生活の情報源であるとともに、景観を形成する要素の一つでもあります。一方で、屋外広告物の無秩序な設置や不適切な表示は、交通安全や生活環境、街並みの調和を阻害する要因にもなります。特に、地震や風雪等による破損・落下事故が発生した場合には、市民生活に甚大な影響を及ぼすことから、屋外広告物の設置や点検時の安全管理も徹底する必要があります。

本市では「前橋市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制・誘導を行い、良好な景観形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止に取り組んでおりますが、本計画における景観形成基準に適合するよう、引き続き適切な措置を講じることとします。

①違反広告物への対応

屋外広告物条例の規定を遵守せずに掲出される広告物は、周辺景観との調和を阻害する恐れがあり、特に主要道路沿線ではその影響が顕著となります。

本市では、平成24年に「違反広告物は正指導計画」を定めて以来、特定の幹線道路について重点的に違反の是正に取り組んでいますが、今後も引き続き、計画的に違反広告物の解消に努めることとします。

②危険広告物への対応

設置後、適切な点検管理が行われずに老朽化・劣化した屋外広告物は、周辺景観との調和を阻害するのみならず、公衆に危害が及ぶ可能性も高まります。

本市では、これまでも屋外広告物の安全管理に努めてきましたが、令和8年の屋外広告物条例の改正では、屋外広告物の管理責任者の明確化、有資格者による点検義務化の範囲拡大、点検項目の詳細化を盛り込み、危険広告物の解消に努めることとします。

(3) 太陽光発電設備に関する対応

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出することなく持続的に利用できるクリーンなエネルギーのことで、地球規模の環境保全が求められる昨今、世界的に導入が進められています。特に、わが国で再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしてからは、全国で太陽光発電設備の設置が広がりました。その一方、無秩序な太陽光パネルの設置による景観面の悪化や、樹木の伐採に起因する土砂災害、落雷による火災の発生など、課題も多く報告されています。

本市では「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、特定の地域（特別保全地区）における設置行為を許可制とし、自然環境や景観の維持、住民の生活環境の保全に努めておりますが、一部地域における規制を検討しつつ、周辺景観との調和に関する事項については、本計画における景観形成基準に適合するよう、引き続き適正な措置を講じることとします。

【特別保全地区】

- ・赤城山地区（前述・Ⅳ－景観類型「森林地区」）
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法が定める区域）

(4) 前橋市水と緑のまちをつくる条例

この条例は、市民の健康で快適な生活を確保することに寄与するため、水と緑の調和した豊かな自然環境の確保に関する市及び市民の責務を明らかにするとともに、緑化の推進及び緑の保全について基本となる事項を定めたものです。条例の中で、前橋市の緑化の推進とあわせて景観形成に関する事項も定めています。

①緑化協定（同条例第9条）

市内の一定区域内の土地及び建築物の緑化を推進するために、その所有者または管理者を対象として、樹木の植栽等に関する事項について緑化に関する協定（緑化協定）を結ぶことができるとしています。現在、13の緑化協定が締結されていますが、これらは団地等の住宅が密集する地域であり、この協定により住宅密集地においても緑地が確保され良好な景観が維持されていることが伺えます。

②保存樹木等の指定（同条例第12条）

良好な景観の形成を図る上で重要な樹木を保全するための仕組みとして、景観重要樹木（景観法第28条）や、前橋市景観資産登録制度が存在しますが、本条例においても、都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木又は樹林（生垣を含む）について、保存樹又は保存樹林として指定することができるとしています。

上記の他に、緑化に関する制度としては、公園緑地課に事務局を置く「前橋市まちを緑にする会事務局」では、緑豊かな生活環境の創出を目的として、緑化のため生垣等を設置する市民に対する奨励金として生垣樹木購入費等を補助する制度を設けています。

(5) 前橋市緑の基本計画

前橋の緑の基本計画は、都市緑地法第4条に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、前橋市水と緑のまちをつくる条例に定める「緑化基本計画」でもあります。緑地の保全や緑化の推進に関してその将来像として、「水と緑でめぶく前橋」を計画のテーマとし、「前橋らしい風土を継承する」、「緑の豊かさを感じられるまちをつくる」、「水と緑を楽しむ文化を広げる」の3つの基本方針のもと、前橋らしい都市の美観、風致を維持するため、品格を放つケヤキ通りや街路樹の適正な更新、広瀬川沿いの緑地整備などの施策を実施します。

(6) 群馬県街路樹ガイドライン ～前橋版 未来樹ガイドライン～

群馬県では、「ぐんまの風景を魅せる」「ぐんまの魅力を高める」街路樹を整備・管理していくための技術的指針を定めるために「群馬県街路樹ガイドライン」を策定しました。前橋市においても、持続可能な街路樹の維持管理をしていくために、群馬県街路樹ガイドラインを基本として、前橋市景観計画に基づき地域性を考慮した計画テーマに沿った内容に置き換えて、街路樹の整備から管理までの技術的指針を定めた「前橋版 未来樹ガイドライン」を策定しました。これは、中心市街地においては、前橋市アーバンデザイン、赤城山南麓地域においてはスローシティの概念を取り入れた、本市の未来の街路樹である「未来樹」を創造するための指針です。

V 景観の誘導に関する事項

■ 景観の誘導に関する基本的な考え方

すばらしい景色や街並み、すぐれた建造物などは、景観形成のアクセントであるとともに、本計画のテーマ及び4つの方針を具現化するための重要な構成要素です。

それらを将来にわたって保存、継承するための具体的な仕組みについて、その方針を定めます。

1 エリア指定の仕組み（景観地区・準景観地区・景観形成重点地区）

景観的に優れた地区については、本計画が定める景観形成の基準をベースとしながら、地区住民等の発意により、本計画よりも詳細なルールを定めることで、景観の保全や誘導を効果的・効率的に実施することができます。そこで、景観形成に向けた特別ルールや行為の制限項目を別途設けることができる仕組みを定めます。

2 物件指定の仕組み（景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設・景観資産登録制度）

景観を構成する重要な要素である建造物や樹木、公共施設などについては、本計画が定める景観形成の基準をベースとしながら、所有者等の同意を得て、本計画よりも詳細なルールを定めることで、未永く保存・保全するための足がかりとすることができます。そこで、建造物や樹木等に関する特別ルールや行為の制限項目を別途設けることができる仕組みを定めます。

3 協働の仕組み（景観協定・景観整備機構・景観づくり市民団体・景観アドバイザー制度）

良好な景観を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが景観形成の主体であることを認識し、本計画が定める景観形成の基準をベースとして、各主体が自発的に行動することが望ましい姿です。そこで、地区住民や市民団体、民間事業者などが景観形成に関する独自ルールを定めたり、景観形成に資する活動を行えるようにするための仕組みを定めます。



広瀬川河畔景観形成重点地区
(前橋文学館付近)



前橋るなばあくのクスノキ(景観資産)

1 | エリア指定の仕組み

(1) 景観地区・準景観地区（景観法第61条・第74条）

①基本的な考え方

景観地区並びに準景観地区は、景観法に定められたもので、良好な景観の形成を図ることを目的として一定の区域を指定し、建築物の形態意匠や高さ、壁面の位置、敷地面積などを詳細に制限できる仕組みです。

景観地区は、(準)都市計画区域内の一定の区域を都市計画に定める(都市計画決定)もので、準景観地区は、(準)都市計画区域外の一定の区域(ただし景観計画区域内であること)を指定するものですが、いずれの地区も、建築物の建築等を行う際は、形態意匠等の制限との適合認定を受けることが義務付けられます。

②指定の方針

本市では現在、景観地区・準景観地区ともに指定された区域はありませんが、今後、地区住民等の発意により、一定の区域について、景観の高質化に向けたより厳格な規制が必要であるとの意見が寄せられた際には、指定に向けた検討を行うこととします。ただし、非常に強い権利制限を伴うことから、幅広く住民意見を聴取するとともに、指定に向けた機運の熟度を勘案することとします。

(2) 景観形成重点地区（前橋市景観条例第10条）

①基本的な考え方

景観形成重点地区は、前橋市景観条例に定められたもので、景観計画区域の中でも特に、地域の特性に応じた景観の保全及び創出を重点的に図る必要があると認められる一定の区域を指定し、景観誘導を図るための仕組みです。平成29年には、中心市街地を貫流する広瀬川の一部区間を「広瀬川河畔景観形成重点地区」に指定しています。

指定された区域では、景観法が定める行為の制限に関する事項(景観法第16条第1項)と同様に、建築等の行為に際しての届出と景観形成基準の遵守が求められますが、届出を要する行為の種別や面積要件、景観形成基準が一般的な景観計画区域よりも詳細に定められており、これを遵守するための修景行為等に対しては、補助等が受けられるようになります。

②指定の方針

今後、地区住民等の発意により、一定の区域について、景観保全に向けた誘導が必要であるとの意見が寄せられた際には、新たな指定に向けた検討を行うこととします。ただし、建築等の行為に際して一定の制限が生じることから、幅広く住民意見を聴取するとともに、指定に向けた機運の熟度を勘案することとします。

2 | 物件指定の仕組み

(1) 景観重要建造物（景観法第19条）

①基本的な考え方

景観重要建造物は、良好な景観の形成を図るうえで重要な建造物等を保全するための仕組みで、法令が定める基準に該当し、下記「指定の方針」に即したものを指定することができます。

なお、指定された建造物等は、税制上の優遇措置や保全にかかる補助等が受けられるようになりますが、現状変更は制限され、市長の許可を受けることが義務付けられます。

②指定の方針

本市では現在、景観重要建造物に指定された建造物等はありませんが、今後、後述の（4）景観資産登録制度において登録された建造物等のうち、以下に示す項目を満たすものを指定候補とし、特に保全する必要があると認められるものについては、指定に向けた検討を行うこととします。

- ・優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの
- ・地域の歴史や文化を感じさせる、または創出していくことが期待できるもの
- ・故事、伝承にまつわる建造物で古くから地域住民に親しまれているもの
- ・地域の良好な景観形成の規範となるもの

(2) 景観重要樹木（景観法第28条）

①基本的な考え方

景観重要樹木は、良好な景観の形成を図るうえで重要な樹木を保全するための仕組みで、法令が定める基準に該当し、下記「指定の方針」に即したものを指定することができます。

なお、指定された樹木は、管理代行の仕組みや保全にかかる補助等が受けられるようになりますが、現状変更は制限され、市長の許可を受けることが義務付けられます。

②指定の方針

本市では現在、景観重要樹木に指定された樹木はありませんが、今後、後述の（4）景観資産登録制度において登録された樹木のうち、以下に示す項目を満たすものを指定候補とし、特に保全する必要があると認められるものについては、指定に向けた検討を行うこととします。

- ・その樹容（規模、樹形等）から地域のランドマークとなっているもの
- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・故事、伝承にまつわる樹木で古くから地域住民に親しまれているもの
- ・街角などアイストップとなる景観形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進めるうえでその保全が求められるもの

(3) 景観重要公共施設（景観法第47条）

①基本的な考え方

景観重要公共施設は、良好な景観形成を図るうえで重要な道路、河川、公園等の公共施設を保全するための仕組みで、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項（整備等の方針）を定めた場合、当該公共施設の管理者は、景観計画の基準に即した整備等を行うことが義務付けられます。

②整備等の方針

本市では現在、景観重要公共施設の整備に関する事項を定めておりませんが、今後、後述の（4）景観資産登録制度において登録された公共施設のうち、特に保全する必要があると認められるものについては、整備等の方針を検討することとします。

(4) 景観資産登録制度

①基本的な考え方

景観資産登録制度は、良好な景観形成に寄与する建造物や構造物、樹木などについて、本市が誇るべき景観資産として登録し、市内外への周知を図るとともに、それらの維持管理状況を把握するための仕組みで、令和元年度から施行し、令和7年度時点で58件が登録されています。

なお、登録された物件に対する特定の優遇措置はありませんが、現状変更にかかる制限もなく、景観重要建造物や景観重要樹木に比べて緩やかな仕組みとなっています。

②登録の方針

景観資産は、「建造物等」「樹木」「風景と視点場」の3区分から、以下に示す項目を満たすものを登録候補とします。

【建造物等】道路等公共の場所から望見することができ、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のランドマークとなっているもので、地域の良好な景観形成に寄与している建造物等。

【樹木】道路等公共の場所から望見することができ、地域の良好な景観形成に寄与する天然木等（森林や並木を除く）。

【風景と視点場】地域固有の良好な景観を表す、次に掲げる風景及びそれを望見できる道路等公共の視点場。

- ・豊かな自然により構成される風景
- ・歴史・文化の蓄積を感じられる風景
- ・市民活動の醸成により生まれた風景
- ・地区を代表する個性を持った風景
- ・その他市民に親しまれている本市を代表する風景



臨江閣（景観資産登録番号第14号）
近代和風の木造建築で、楢取素彦県令や市民有志により迎賓館として建てられた。

③登録の手続き

登録物件は公募制で、「建造物等」及び「樹木」は所有者本人からの申請、「風景と視点場」は推薦方式とし、現地調査及び専門家等による審査を経て登録の可否を決定します。詳細は、景観資産登録制度実施要綱に定めます。

3 | 協働の仕組み

(1) 景観協定（景観法第81条）

①基本的な考え方

景観協定は、一団の土地の所有者等の全員合意により、当該区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができる仕組みで、協定の有効期間や違反した場合の措置を明記したうえで、建築物の形態意匠や規模、構造、用途、屋外広告物の掲出に関する基準など、幅広く詳細に定めることができます。

なお、協定を締結するには、景観行政団体の長の認可を受けることが義務付けられます。

②認可の方針

本市では現在、景観協定が締結された事例はありませんが、今後、地区住民等の全員合意により、協定を締結したい旨の申し出があった場合には、本計画における景観形成基準との整合性等を勘案し、認可の可否を検討することとします。

(2) 景観整備機構（景観法第92条）

①基本的な考え方

景観整備機構は、特定の法人格を有する団体が、良好な景観の形成に関する情報提供や景観重要建造物（樹木）の管理、関連する施設の整備、土地の取得等、法令に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合、当該団体からの申請をもって指定することができる仕組みです。

なお、指定された団体は、景観の形成に資する本市の業務の一部を受託できるようになります。

②指定の方針

本市では現在、景観整備機構に指定された団体はありませんが、今後、申請があった場合には、当該団体の財務状況や取り組み実績、業務遂行能力等を勘案し、指定の可否を検討することとします。

(3) 景観づくり市民団体（前橋市景観条例第8条）

①基本的な考え方

景観づくり市民団体は、良好な景観の形成に寄与することを目的として組織された団体のうち、活動が営利を目的とせず、なおかつ良好な景観の形成に有効であって、運営が自主的かつ継続的に行われていると認められているものについては、申請をもって認定することができる仕組みです。

なお、認定された団体は、活動経費の補助等を受けられるようになります。

②認定の方針

本市では現在、景観づくり市民団体に認定された事例はありませんが、今後、申請があった場合には、当該団体の事業計画や取り組み実績、本計画に対する理解度等を勘案し、認定の可否を検討することとします。

(4) 景観アドバイザー制度

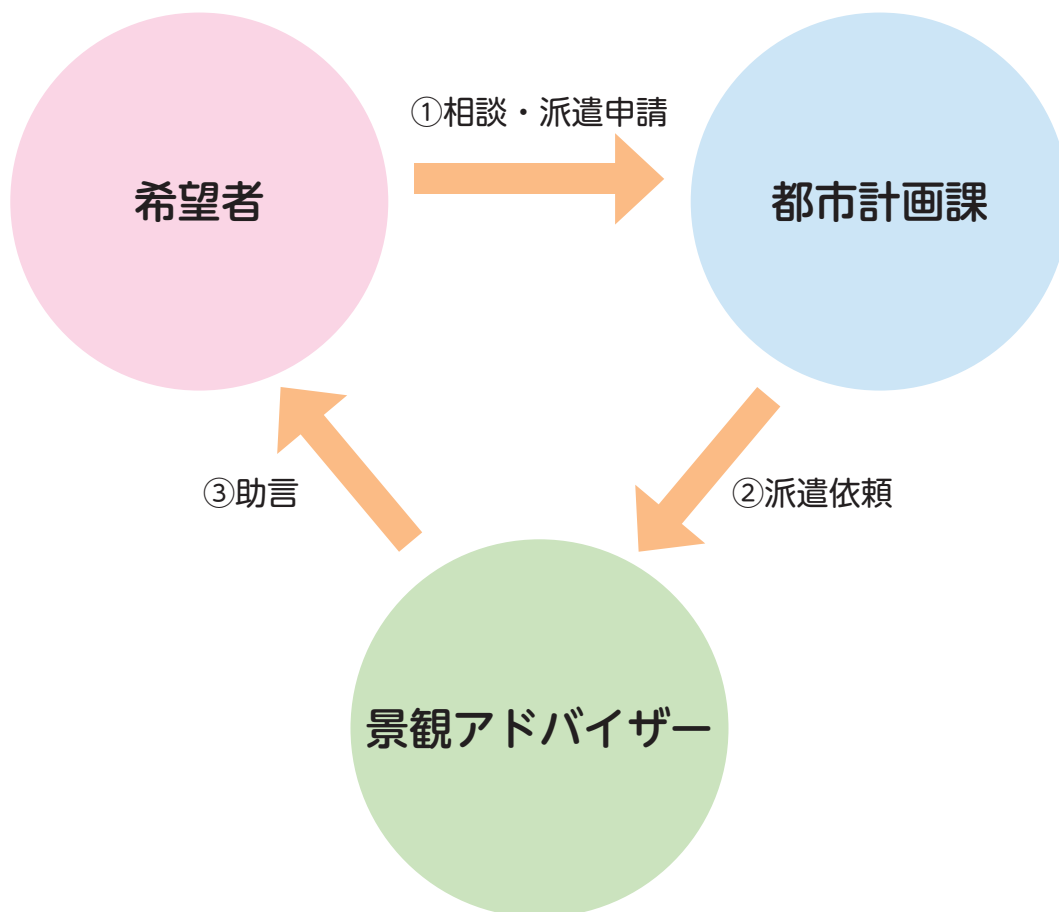
①基本的な考え方

景観アドバイザー制度は、建築等の行為（景観計画区域内における届出を要する行為を含む）に際し、行為者からの申請をもって、本市の委嘱を受けた色彩・建築・都市デザイン・ランドスケープ等の専門家を派遣し、良好な景観の形成に向けたアドバイスを行うための仕組みです。

②実施の方針

申請があった場合は、官民を問わず受理するものとします。また、派遣する専門家は、申請者の意向と行為の内容を勘案して決定することとし、派遣に際しては、専門家・申請者・当該行為にかかる設計士等の実務者・市の担当者が一堂に会する「景観アドバイザー会議」という形式で行うこととします。

景観アドバイザー制度フロー



VI 景觀形成重点地区

1 | 指定区域について

「景観形成重点地区」は、市全域を対象とした景観形成基準では対応しきれないそれぞれの地域に即した景観形成基準を設けるなどにより、地域の個性を生かした景観づくりに資するものです。

本市では、平成29年度に広瀬川河畔地区を景観形成重点地区に指定しました。

指定区域では、本計画「Ⅱ 景観形成の方向性」を前提としながら、それぞれの地域に即したより詳細な景観形成の方針や基準を定め、地域の個性を生かした景観形成に取り組みます。

2 | 指定区域の位置

【広瀬川河畔景観形成重点地区～朔太郎のさんぽ道～】



3 | 指定区域の方向性

(1) 指定の目的

中心市街地を流れる広瀬川は、本市にとってかけがえのない景観資源です。広瀬川周辺の素晴らしい景観を守るため、また「水と緑と詩のまち」前橋のシンボルとして、さらに質の高い広瀬川河畔のまちなみ景観を創り、後世に引き継ぐため、本区域を景観形成重点地区に指定しました。

(2) 景観形成の目標

- 人々が自然と足を運びたくなるような、心地よい空間を創出します。
- 地区の歴史や文化を大切にしながら、現代的で落ち着きのある景観を形成します。

(3) 景観形成の方針

区分	方針
土地利用	露天駐車場や空き地等の不活性な利用を避け、地区全体の価値を高める空間創出につながる土地利用を図ります。
公共施設	植栽の樹種や舗装などの素材、色彩に配慮するとともに、地区全体の統一感を意識した公共施設・道路・緑地の整備を図ります。
街並み形成	広瀬川や河畔緑地と調和した、散策する人々が心地よく感じるゆとりある印象の街並みを形成します。
建築物等の形態意匠	周囲と調和し、人々の目線や街並みとの連続性に配慮された、地区景観の向上につながる形態・意匠・色彩とします。
屋外広告物	周囲や街並みに調和する配置・掲出方法・個数を定めるとともに、地区の魅力をより高めるデザインとします。
緑化	それぞれの敷地で緑化に努め、河畔緑地との相乗効果により、心地よさと潤いを兼ね備えた景観を創出します。
夜間景観	夜間の安全に配慮した照明設備と、周辺環境に配慮した河畔にふさわしい効果的演出を図り、落ち着きのある魅力的な夜間景観を創出します。
景観管理	植栽や外壁等の汚損を放置しないなどの地区内の美観の維持管理を行うとともに、周囲と調和した修景に努め、地区景観の向上を図ります。



再整備された広瀬川河



広瀬川河畔を会場に開催されたイベント

4 | 指定区域における景観形成の基準

景観形成重点地区では、「Ⅲ 行為の制限に関する事項」に定める、市全体に適用される景観形成基準とは別に、より詳細なルールが定められています。

(1) 建築物のルール

	広瀬川河畔地区
デザイン・配置	広瀬川や河畔緑地及び地区内の道路に面する建物は、散策する人々に圧迫感を感じさせないようなデザイン・配置とする。
	広瀬川や河畔緑地及び地区内の道路に面する建物低層部は、散策する人々の視線を主眼に置いたデザインとする。
	川に向いた側が表の空間となるよう、建物の顔となる部分を河川に向ける。
	使用する色彩については「色彩のルール」による。
建築設備 ＜照明設備＞	照明設備は、夜間の安全な歩行に配慮し、かつ、広瀬川や河畔緑地周辺のまちなみの魅力をより引き立てるようなものとする。 1階部分が店舗や事務所となる場合は、ショーウィンドウや格子状シャッターなど夜間に建物から灯りが漏れるような意匠とする。
建築設備 ＜設備機器等＞	建築物に付随する設備機器等は、広瀬川から視認できる位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠しなどにより修景を行う。 使用する色彩については「色彩のルール」による。
建築設備 ＜太陽光発電設備＞	屋根や屋上に太陽光発電設備を設置する場合は、周囲に調和する色調かつ光の反射に配慮した設置場所及び設置方法とし、反射の少ない素材を使用する。
建築設備 ＜ゴミ集積所＞	ゴミ集積所は、広瀬川や河畔緑地及び地区内の道路から視認できる位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠しなどにより修景を行う。 使用する色彩については「色彩のルール」による。
建築物の周囲の 空地・外構	広瀬川や河畔緑地及び地区内の道路に面する部分は、緑化に努める。
	植栽スペースを設置する場合は、四季を感じられる花木を選定・管理するように心がけ、四季を通して心地よい空間となるよう努める。
	垣、柵、塀などについては「工作物のルール」による。
	使用する色彩については「色彩のルール」による。
大規模な建築物 (高さ13m以上、延べ床面積1000㎡以上の建築物)	低層部は、開放的なデザイン、適度な壁面後退による植栽スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりある空間を創出し、公共性の高い景観形成を心がける。 まちなみの連続性に配慮しつつ、オープンスペースの確保や植栽の配置等により、周辺と調和する交流空間の創出、人の集まる快適性の高い景観形成に努める。 広瀬川に面する部分は、川側からの見え方に配慮した配置・デザインにすることにより、川と建築物が一体をなすような景観形成に努める。
※大規模な建築物については、「建築物のルール」と「大規模な建築物のルール」の両方を適用します。	

(2) 工作物のルール

	広瀬川河畔地区
門、垣、柵、塀 など	広瀬川や河畔緑地及び地区内の道路に面する部分に設置する外構については、川沿いを散策する人々からの見え方に配慮し、広瀬川や河畔緑地に調和する素材や「色彩のルール」による色調とする。
・立体（機械式）駐車場 ・立体（機械式）駐輪場	広瀬川や河畔緑地から視認できる位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、「色彩のルール」による色調とするか、植栽や目隠しによる修景を行う。
自動販売機	広瀬川や河畔緑地に向けて設置しない。やむを得ず設置する場合は、「色彩のルール」による色調とするか、修景を行う。
物 置	広瀬川や河畔緑地から視認できる位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、「色彩のルール」による色調とするか、植栽や目隠しによる修景を行う。
その他の工作物	広瀬川や河畔緑地から視認できる位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、「色彩のルール」による色調とするか、植栽や目隠しによる修景を行う。

(3) その他のルール

	広瀬川河畔地区
資材置き場	境界柵を設置する場合は、「垣・柵・塀などのルール」による。
	敷地内は、川沿いを散策する人々からの見え方に配慮し、常に整理整頓を心掛ける。
	資機材等が川沿いを散策する人々から直接視認できないよう、植栽や目隠しなどによる修景に努める。
	日よけや雨よけのシートを使用する際は、広瀬川及び河畔緑地に調和する色調とする。
平面駐車場	境界柵を設置する場合は、「垣・柵・塀などのルール」による。
	敷地内に屋外広告物を設置する場合は、「屋外広告物のルール」による。
	平面駐車場に付随する設備は、「色彩のルール」による色調とする。
	駐車された車が川沿いを散策する人々から直接視認できないよう、植栽や目隠しなどの修景に努める。

(4) 色彩のルール

	広瀬川河畔地区
色 彩	<p>広瀬川や河畔緑地及び地区内の道路に面する部分に使用する色彩は、「前橋市色彩ガイドライン」に定める範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広瀬川や河畔緑地の樹木・花木などの自然が主役となるような色彩を選定しましょう。 ・交通標識などの認識を妨げないよう、標識などより目立つ色彩の使用は避けましょう。

(5)屋外広告物のルール

広瀬川河畔地区	
種 類	<p>地区内において掲出できる自家広告物は、以下の種類のものに限る。 ①広告板 ②壁面広告物 ③突出広告物 ④塀広告 ⑤置き看板 ⑥簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立て看板、広告幕）</p>  <p>※非自家広告物は掲出することができない。 ただし、国、地方公共団体、公共的団体、地元商工会等が公共的目的のために設置する、上記の種類のは掲出できることとする。</p>
大きさ 個数	<p>地区内における屋外広告物の大きさ、表示面積等の基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 高さ 13 m以下に掲出する屋外広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告板は 1面 1㎡以下、かつ合計で 2㎡以下、高さは 2m以下 ・ 壁面広告物は 1面 1㎡以下、かつ合計で当該壁面の 1/3以下 ※一連の意味を成す文字群を矩形で囲った切文字または箱文字表示で、面積が 1面 2㎡以下、かつ合計で当該壁面の 1/3以下 ・ 突出広告物は 1面 1㎡以下、合計 2㎡以下 ・ 置き看板は 1面 1㎡以下、合計 2㎡以下 ・ 塀広告は 1面 1㎡以下、かつ合計で当該壁面の 1/3以下 ・ ひとつの店舗、事業所等が掲出できる表示面積の合計は 5㎡以下 <p>(2) 高さ 13 mを超える部分に掲出する屋外広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面広告物は 1面 5㎡以下、かつ合計で当該壁面の 1/3以下 ※一連の意味を成す文字群を矩形で囲った切文字または箱文字表示で、面積が 1面 10㎡以下、かつ合計で当該壁面の 1/3以下 ・ 突出広告物は 1面 1㎡以下、合計 2㎡以下 ・ ひとつの建築物において高さ 13 mを超える部分に掲出できる表示面積の合計は 15㎡以下
デザイン等	<p>周囲と調和する落ち着いたデザインや素材とし、使用する色彩については「色彩のルール」による。</p> <p>散策する人々の目線や人間の大きさの比率との調和に配慮した文字の大きさ、配置とする。</p> <p>光源の点滅、回転、動き、変化がないこと。</p> <p>照明利用広告物については、周囲との調和やまちなみ全体の夜間景観を考慮したデザイン、配置とする。</p> <p>ひとつの建築物において、複数の店舗・事務所等の広告物を掲出する際は、掲出する広告物の集約や色彩・文字・形状の統一に努めること。</p>

5 | 指定区域における届出を要する行為

景観形成重点地区では、「Ⅳ 行為の制限に関する事項」に定める、市全体に適用される届出を要する行為とは別に、より詳細なルールが定められています。

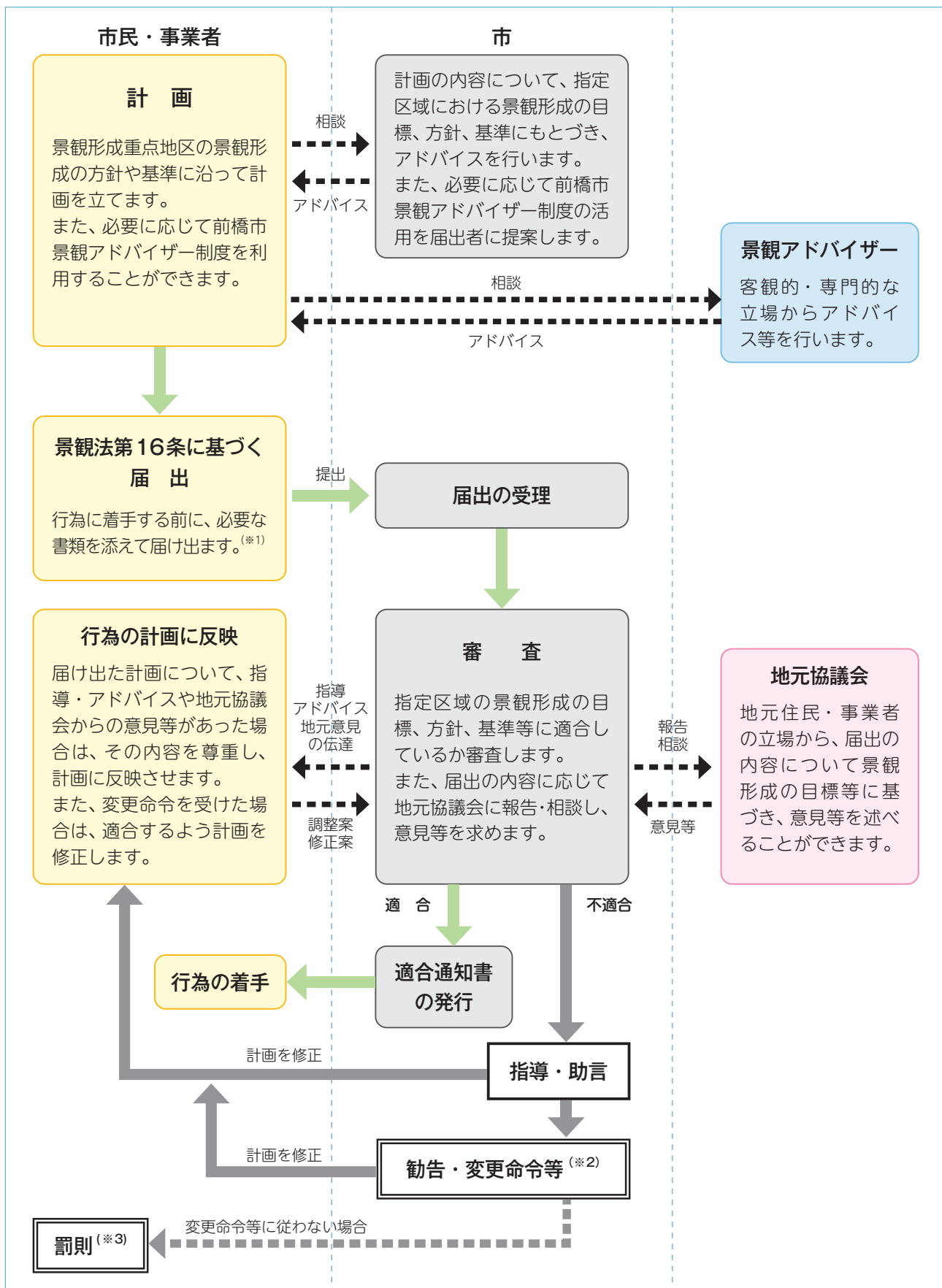
(1) 対象行為一覧

		広瀬川河畔地区
建築物	新築	地区内で行うもの全て
	増築、改築又は移転	地区内で行うもので、増築、改築又は移転にかかる床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕または模様替え、色彩の変更	地区内で行うもので、変更部分が5㎡を超えるもの
工作物・建築設備	門、垣、柵、塀、擁壁 その他これらに類するもの	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、高さ1mを超えるもの
	記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの	地区内で設置するもので、高さ4mを超えるもの
	立体（機械式）駐車場 立体（機械式）駐輪場 (※建築物に該当するものは除く)	・新設 ・増設 広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、高さ1.5mを超えるもの
	自動販売機	・外観変更を伴う修繕、模様替え 広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもの
	物置 (※建築物に該当するものは除く)	・色彩の変更 広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、高さが1.5mを超えるもの
	太陽光発電設備	地区内で設置するもので、設置面積が5㎡を超えるもの
	前各号に定めるもののほか、市長が指定し、告示したもの	—
その他の行為	平面駐車場	・新設 ・増設 広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、駐車台数が5台以上のもの
	資材置き場	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、行為に係る土地の面積が50㎡を超えるもの
屋外広告物	表示、設置、改造、移転 又は表示内容若しくは外観の変更	地区内で設置するもの全て ※屋外広告物は、前橋市屋外広告物条例に基づく届出になります。また、掲出する広告物の表示面積の合計が15㎡を超える場合は、届出に代り、許可申請が必要です。

※上記以外は、景観条例に規定される大規模行為が届出対象となります。

※景観条例に規定される大規模行為については、届出のほかに事前協議が必要となります。

(2) 行為の計画から着手までの流れ



※1 大規模な行為については、届出のほかに前橋市景観条例第14条に基づく事前協議が必要となります。
 ※2 景観法第16条第3項に基づく勧告、景観法第17条第1項に基づく変更命令等
 ※3 景観法第102条第1項に基づく罰金等